

(案)

住民基本台帳ネットワークシステム運用支援S E業務委託契約書

佐賀県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、住民基本台帳ネットワークシステム運用支援S E業務について、次のとおり委託契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、この契約書に定めるもののほか、「住民基本台帳ネットワークシステム運用支援S E業務委託仕様書」に基づき、住民基本台帳ネットワークシステム運用支援S E業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(委託期間)

第2条 委託業務の契約期間は、令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日までとする。

(委託料)

第3条 この契約に係る委託料は、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額金 円）とする。

(契約保証金)

【契約保証金が必要な場合】

第4条 乙は、この契約の締結と同時に契約保証金として金 円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金には、利息をつけない。

3 甲は乙が契約を履行したときに第1項に定める契約保証金を還付するものとする。

【契約保証金免除の場合】

第4条 契約保証金は、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第115条第3項第〇号の規定により免除する。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、委託業務を第三者に再委託又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について書面により甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(権利の譲渡等の禁止)

第6条 乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

(委託業務の調査等)

第7条 甲は、必要がある場合には、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は資料等の報告を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別紙1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報セキュリティの保護)

第10条 乙は、業務を処理するため甲の情報資産を取り扱う場合は、別紙2「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。

(契約内容の不適合責任)

第11条 乙は、委託業務に不備が発見され、それがもつばら乙の責に帰すべき理由によるものである場合においては、甲に対し、無償で当該不備を修正するものとする。

2 乙が前項の規定に基づき責任を負う期間は、第2条に定める委託期間に限られるものとする。

(業務内容の変更等)

第12条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更することができる。

2 前項の場合において、委託期間又は委託料を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(業務実績簿の提出等)

第13条 乙は、委託業務の業務実績簿(別紙3)を1箇月単位で提出するものとし、当該月の委託業務が完了したときは、直ちに業務実績簿(別紙3)を提出し、甲の検査を受けなければならない。甲は、乙から業務実績簿(別紙3)を受領したときは、その日から起算して10日以内に検査を行うものとする。

(委託料の請求及び支払)

第14条 乙は、毎月初めに前月分の委託料を甲に請求するものとし、甲は、合格の場合は、乙から適法な支払請求書を受領した日から起算して30日以内に乙へ支払うものとする。

2 甲の責に帰すべき理由により、前項の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、乙は甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に年2.5%の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(違約金)

- 第16条 前条第1項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を甲の指定する期限までに支払わなければならない。
- 2 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。
- 3 第1項の規定により甲から違約金の請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期限までに支払わないときは、乙は期限の翌日から違約金支払日までの日数に応じて、違約金に年2.5%の割合を乗じて計算した遅延利息を支払わなければならない。

(損害賠償)

- 第17条 乙は、この契約に定める業務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(費用の負担)

- 第18条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協力義務)

- 第19条 甲及び乙は、委託業務の実施に当たり、円滑にその目的を達成するために相互に協力するものとする。

(協議)

- 第20条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年(2024年) 月 日

甲 佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県総務部市町支援課長

乙